

# 総務委員会情報連絡

令和5年9月25日

情報連絡事項	頁
1 令和6年度本庁舎設備点検等に伴う全館閉館日について . . . . .	2
2 本庁舎アトリウムへのマイボトル用冷水機設置について . . . . .	3

(施設 営繕 部)

# 総務委員会情報連絡

令和5年9月25日

件名	<b>令和6年度本庁舎設備点検等に伴う全館閉館日について</b>																								
所管部課名	施設営繕部 庁舎管理課																								
内容	<p>本庁舎施設の安全・衛生的な設備環境を確保するため、法令に基づき、各種設備点検・消毒等を実施する。なお、業務の効率化を図るため、下記のとおり、全館閉館日を設け作業を実施する。</p> <p><b>1 令和6年度本庁舎設備点検等に伴う全館閉館予定日</b></p> <table border="1" data-bbox="416 819 1465 1514"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>実施日</th> <th>点検項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>6月8日(土) ～9日(日)</td> <td>(1)衛生害虫駆除 (2)建築基準法第12条法定点検</td> <td>(1)全館(事務室・各諸室ほか)にわたり、消毒剤空間噴霧等による害虫駆除を行う。 (2)建築物・建築設備・防火設備の点検を行う。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>8月10日(土) ～11日(日)</td> <td>消防設備 法定点検</td> <td>非常放送・警報設備・シャッター・消火栓等の消防設備全般の点検を行う。(外観・機器点検)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>10月12日(土) ～13日(日)</td> <td>電気設備 法定点検</td> <td>受変電設備の点検のため全館停電となる。仮設電気は必要最小限となる。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>12月7日(土) ～8日(日)</td> <td>(1)衛生害虫駆除 (2)建築基準法第12条法定点検</td> <td>6月8日・9日と同様</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2月8日(土) ～9日(日)</td> <td>消防設備 法定点検</td> <td>8月10日・11日と同様 (総合点検)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 全館閉館日留意事項</b></p> <p>(1) 職員の庁舎への入室はできなくなり、展望レストラン、庁舎ホール・アトリウム、地下駐車場も休業になる。</p> <p>(2) 地下排水槽の清掃や各設備機器、空調機器類の点検・修繕等も行う。</p> <p>(3) やむを得ず、本庁舎での事業等を計画する場合は、事前に庁舎管理課と協議すること。</p> <p><b>3 今後の方針</b></p> <p>区民への周知は、あだち広報やホームページ、デジタルサイネージで適時行う。</p>	No	実施日	点検項目	内容	1	6月8日(土) ～9日(日)	(1)衛生害虫駆除 (2)建築基準法第12条法定点検	(1)全館(事務室・各諸室ほか)にわたり、消毒剤空間噴霧等による害虫駆除を行う。 (2)建築物・建築設備・防火設備の点検を行う。	2	8月10日(土) ～11日(日)	消防設備 法定点検	非常放送・警報設備・シャッター・消火栓等の消防設備全般の点検を行う。(外観・機器点検)	3	10月12日(土) ～13日(日)	電気設備 法定点検	受変電設備の点検のため全館停電となる。仮設電気は必要最小限となる。	4	12月7日(土) ～8日(日)	(1)衛生害虫駆除 (2)建築基準法第12条法定点検	6月8日・9日と同様	5	2月8日(土) ～9日(日)	消防設備 法定点検	8月10日・11日と同様 (総合点検)
No	実施日	点検項目	内容																						
1	6月8日(土) ～9日(日)	(1)衛生害虫駆除 (2)建築基準法第12条法定点検	(1)全館(事務室・各諸室ほか)にわたり、消毒剤空間噴霧等による害虫駆除を行う。 (2)建築物・建築設備・防火設備の点検を行う。																						
2	8月10日(土) ～11日(日)	消防設備 法定点検	非常放送・警報設備・シャッター・消火栓等の消防設備全般の点検を行う。(外観・機器点検)																						
3	10月12日(土) ～13日(日)	電気設備 法定点検	受変電設備の点検のため全館停電となる。仮設電気は必要最小限となる。																						
4	12月7日(土) ～8日(日)	(1)衛生害虫駆除 (2)建築基準法第12条法定点検	6月8日・9日と同様																						
5	2月8日(土) ～9日(日)	消防設備 法定点検	8月10日・11日と同様 (総合点検)																						

# 総務委員会情報連絡

令和5年9月25日

件名	本庁舎アトリウムへのマイボトル用冷水機設置について
所管部課名	施設営繕部 庁舎管理課
内容	<p>本庁舎内のプラスチックごみの削減や熱中症対策の一環として、庁舎アトリウムにマイボトル用冷水機を設置した。</p> <p><b>1 概要</b></p> <p>庁舎アトリウムに設置してある冷水機2機（感染症対策のため使用停止中）のうち、1機をマイボトルに冷水を供給できる冷水機に交換した。</p> <p>(1) 利用対象者 来庁者及び職員</p> <p>(2) 使用開始日 令和5年9月1日</p> <p>(3) 位置図・写真 【別紙1参照】</p> <p><b>2 今後の方針</b></p> <p>(1) 利用状況を踏まえ、今後の増設について検討していく。</p> <p>(2) 環境部と連携し、マイボトルを持参していない人への対応について、プラスチックごみの削減につながる形で検討していく。</p> <p>(3) あだち広報やホームページ、SNSを活用し、普及啓発していく。</p>

【位置図・写真】

別紙 1

